

特名随意契約理由書

- 1 案件番号 総委－８３
- 2 案件名 宝塚市立市役所内駐車場運営管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 履行期間 令和 ６年（２０２４年）１０月１日 から
令和 ７年（２０２５年）９月３０日 まで
- 5 契約相手方
住所 : 大阪市中心区今橋４丁目１－１
社名 : タイムズ２４（株）
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第６号該当

宝塚市契約規則 第２０条１項 ただし書該当

(指定理由)
宝塚市立地適正化計画において、市役所周辺エリアはシビックゾーンに位置付けられており、その中には、市役所、スポーツセンター、末広体育館、中央公民館などが含まれています。
令和４年度に実施されたサウンディング調査では、対象施設及び対象範囲を広く設定し、エリアの一体的な魅力向上を目指す事業検討により、サービス向上や管理費用削減などの効果が期待されとの提案がありました。その中でも、駐車場収入は特に重要視されています。
宝塚市立市役所内駐車場の管理を長期契約する場合、多様かつ柔軟な提案を妨げる恐れがあるため、契約期間を１２ヵ月に限定しています。また、既存の機器及びシステムを引き続き使用することで、コストが抑えられることから、現在の委託業者であるタイムズ２４(株)と特名随意契約を締結します。
- 7 問合せ先
課名：管財課 内線：２０６２

特名理由書

- 1 案件名 タブレット端末
- 2 案件場所 宝塚市小浜4丁目 地内
- 3 納入期間 契約日から令和6年（2024年）10月31日
- 4 契約相手方
住所： 尼崎市南武庫之荘2-34-10
社名： 株式会社 コジマ

5 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該案件は、総務部契約課にて6者による指名競争入札に付しましたが、上記業者のみが入札したものの、同入札はとりやめとなりました。

次回、一般競争入札に付すとなると、納期がさらに2月遅れてしまい、タブレット納入後に予定している電子教科書のインストールは間に合うものの、次年度からの電子教科書導入に向けての授業準備が間に合わず、授業に支障を来すことになります。

また、パソコン端末は、半導体を取り巻く環境の変化により入手に時間を要しており、一刻も早く業者を決定する必要があることから、上記業者から見積を徴そうとするものです。

- 6 問合わせ先
課名：看護専門学校 内線：8077

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 8 5

- 2 案件名 自治体情報システム標準化共通機能導入業務委託
 (運用管理アカウント)

- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内

- 4 契約期間 契約日 ~
 令和 7 年 (2 0 2 5 年) 3 月 3 1 日

- 5 契約相手方
 住所 大阪府大阪市北区堂島浜 1 - 2 - 1 新ダイビル
 社名 株式会社日立システムズ 関西支社

- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

 宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

 (指定理由)
 当該業務委託について、上記契約相手方は、公募型プロポーザル審査会において、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号の規定及び宝塚市契約規則第 2 0 条第 1 項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。

- 7 問合わせ先
 課名：情報政策課 内線：4 7 0 3

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 8 6

- 2 案件名 自治体情報システム標準化共通機能導入業務委託
 (庁内データ連携機能等)

- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内

- 4 契約期間 契約日 ~
 令和 7 年 (2 0 2 4 年) 1 0 月 3 1 日

- 5 契約相手方
 住所 大阪府大阪市北区堂島浜 1 - 2 - 1 新ダイビル
 社名 株式会社日立システムズ 関西支社

- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

 宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

 (指定理由)
 当該業務委託について、上記契約相手方は、公募型プロポーザル審査会において、十分な実績と蓄積された経験に基づいた提案がなされ、優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号の規定及び宝塚市契約規則第 2 0 条第 1 項ただし書の規定により、特名随意契約を行うものです。

- 7 問合わせ先
 課名：情報政策課 内線：4 7 0 3

1 案件番号 K 4 — 1 4 3

2 案件名 第四次 LGWAN 接続サービス契約

3 案件場所 宝塚市東洋町 地内

4 契約期間 令和 6 年（2024 年）8 月 1 日 ～ 令和 7 年（2025 年）7 月 3 1 日

5 契約相手方
住所 東京都港区海岸 1－7－1
社名 ソフトバンク株式会社

6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書該当
（指定理由）
今回延長契約の対象とする L G W A N 接続ルータは上記事業者から調達を行っているものであり、当該事業者以外は延長契約が不可能であるため。

7. 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：4 7 0 6

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E4-4
- 2 案件名 宝塚市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 1 番 1 号
- 4 契約期間 契約日 から 令和 8 年（2026 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯辺通 4 丁目 1 番 8 号
社名：オオバ・Amame Associate Japan 特別共同企業体
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 該当

宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書 該当

(指定理由)
宝塚市公共施設等総合管理計画改訂等支援業務委託に係る公募型プロポーザルにおいて、上記事業者が優先交渉権者に選定されました。上記事業者と交渉した結果、合意に至ったため当該事業者と契約します。
- 7 問合わせ先
課名：施設マネジメント課 内線：2003

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 —
- 2 物件名 スチームコンベクションオープン式
- 3 納品場所 宝塚市立安倉南身体障害者支援センター
 (宝塚市安倉南1丁目2番1号)
- 4 納入期間 契約日から令和6年(2024年)8月30日まで
- 5 契約相手方
 住所： 東大阪市長田東3-3-32 東洋交易ビル5F
 社名： 株式会社コメットカトウ 大阪営業所
- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号該当

 宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

 (指定理由)
 上記の施設に設置している厨房器具のスチームコンベクションオープン(以下、「オープン」という。)が故障し、利用者への食事提供に影響がでるため、迅速に新しいオープンを調達する必要がある。
 ついては、既存のオープンを製造する者であり、かつ本市が求める期限までに納品が可能であると確認できた上記事業者を随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先
 課名： 障害福祉課 内線： 2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健長委R 6 - 9
- 2 案件名 画像診断読影ビューワーシステム保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 4 丁目地内
- 4 契約期間 契約日～令和 1 0 年（2028 年） 9 月 3 0 日
- 5 契約相手方
住所：東京都文京区湯島 2 丁目 1 6 番 1 0 号
社名：日本ポラデジタル株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)
画像読影ビューワーシステムの機能はメーカーごとに異なり、そのメンテナンスは専門性・特殊性が高いため、製造したメーカーしか保守できません。市立健康センターの画像診断読影ビューワーシステムは日本ポラデジタル株式会社製であることから、同社を契約相手方として指定します。
- 7 問合わせ先
課名：健康推進課 内線：2 8 6 8

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子発修－1
- 2 案件名 市立子ども発達支援センターエレベーター更新修繕
- 3 案件場所 宝塚市安倉中3丁目2番2号 地内
- 4 契約期間 契約締結日から
令和7年（2025年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
社名：株式会社日立ビルシステム 関西支社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

既存エレベーターの更新修繕であり、その施工は既設の設備等の使用と密接不可分の関係にある。本件を既設設備の設置者以外の者に施工させた場合、設備等の使用に不具合が発生した場合の責任体制が不明確になるなど、著しい支障が生ずるため。

- 7 問合わせ先 課名：子ども発達支援センター 内線：8329

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 S 1 - 2
- 2 案件名 市立スポーツセンター屋外プール 5 0 m プール改修 (FRP 補強)
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目 地内
- 4 契約期間 締結日 ~
 令和 7 年 (2 0 2 5 年) 3 月 2 6 日
- 5 契約相手方
 住所: 静岡県湖西市新居町新居 3078
 社名: ヤマハ発動機株式会社
- 6 指定理由
 (根拠)
 地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

 宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

市立スポーツセンター屋外プール 5 0 m プールは、ヤマハ発動機(株)製の FRP プールである。本体及び補強に使用する表面の保護層には、プールで使用するうえで必要となる塩素剤などの耐候性を十分に備えたメーカー独自の材料を使用しており、製造者以外が本件を受注した場合、プールの安全性を保持したまま修繕を行うことは困難である。

よって、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び宝塚市契約規則第 2 0 条第 1 項ただし書の規定により同事業者を随意契約の相手方とする。

7. 問合わせ先

課名: スポーツ振興課

内線: 2 2 1 5